

京都部落問題 研究資料センター一通信

第57号

発行日 2019年10月25日 (年4回発行)

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

当資料センター主催「二〇一九年度差別の歴史を考える連続講座」の第一回・第二回を京都府部落解放センターで、六月一日・二八日に開催しました。

講演要旨は次の通りです。詳しくは年度末に発行予定の講演録をご参照ください。

第1回

中世被差別民の集団をめぐって

講師 川嶋将生さん
(立命館大学名誉教授)

一定集団の内部構成の問題というものは、集団のことを理解する上で非常に大切なことである。だが、中世における被差別民の研究ではほとんど議論がなされてこなかった。最大の理由は史料の限界で、数も少ない上に断片的でしかない。しかし、史料の読み方を変えてみることによってアプローチができるのではないか。

文明一二年(一四八〇)の史料に「二郎・彦三郎・下部一人」と三名の河原者の名前が出てくる。これまで「下部一人」という文言は見過ぎてきたが、二郎・彦三郎に付き従う下部の一人の河原者がいたことがわかり、ここに階層

差を読み取ることができる。

また、同じ名前を代々引き継ぐ「襲名」が被差別民の中でも確認できる。「散所熊」という名称が九〇年近くの間、山科家の日記に登場し、東寺散所「松法師」という名称も二〇〇年近くの間、幕府や東寺関係の史料で見ることができ。これは何らかの権益を受継ぐために名前を襲名していったと考えられる。

官吏の地位を表す「官途名」(守・左衛門・右衛門など)は村落においても村人の特権として見られるが、一三世紀半頃から被差別民も「散所 左衛門二郎」などのように官途名を名乗っている。これは村落と同様に指導的役割を持った人たちと考えられる。

文書の名前の下に書くサインである「花押」についても被差別民が使用していることが明らかになっている。初見は一三七八年の東寺の史料である。

二〇一七年、清水寺所蔵の観音像(推定)の中から文書四点が発見された。文安四年(一四四七)に九名の九条河原者がお金を出し合っで一族の無事を祈るために観音像を作り寺に納めたものである。文書には、「五月」「次郎五郎」の

名前と共に足利様の花押が書かれている。足利様の花押は当時の武士たちが広く用いた形態である。襲名をしたり、官途名を名乗ったり、足利様の花押を使用したりする者は被差別民の中でも上層の者であったと推測される。被差別民を集団として一律に捉えるのではなく、その内部構造を正確に論ずるには、断片的な史料を重ね合わせてアプローチすることが必要である。

第2回

京都・キリスト教・マイノリティ ―戦国から現代―

講師 麻生将さん
(同志社大学人文科学研究所嘱託研究員)

現在京都には約一四〇箇所のキリスト教教会があり、キリスト教系の学校・病院など社会福祉関係の施設も数多くある。

京都とキリスト教の関わりは戦国時代から始まる。一六世紀半ばに布教が始まり、織田信長が京都で実権を握るとキリシタンは安定して布教を行うようになる。一五七九(天正七)年には都に二〇〇から三〇〇人のキリシタンがいた。

戦国時代、京都の町は下京と上京に分かれており、それぞれ自衛

本の紹介

朝治武著 『水平社論争の群像』

手島一雄

(世界人権問題研究センター研究員)

のために町を土壁や堀で囲っていた。キリシタンたちが住んでいた。「だいうす町」(だいうすは「神」の意)は町中ではなく、町はずれである壁や堀の外側に位置しており、当時のキリシタンの社会的地位・立場をうかがうことができる。そして、その後の秀吉のキリシタン迫害や江戸幕府のキリシタン禁制の影響で弾圧を受けてキリシタンは消滅する。ただ、キリシタンがいなくなった江戸時代に書かれた「地誌」には「だいうす町」についての記載があり、由来やキリシタンの記憶は共有されていたといえる。明治になり近代京都のキリスト教の歴史は同志社と共に始まる。人口の増加と共に教会数も増え、大正から昭和にかけて市街地が広がるにつれて教会も郊外に広がっていく。

一九二〇年代、朝鮮人労働者人口が増加する中で、在日大韓教会が設立される。差別と貧困に苦しむ京都の在日朝鮮人にとって教会は心のよりどころであり、教育を始め福祉の重要な場所でもあった。社会の多様な人々、とりわけマインオリテイと積極的に関わりを持ち寄り添うという特質は、戦国時代においてもみられたという。

はじめに

朝治武『水平社論争の群像』(二〇一八年一月、解放出版社刊)は、全国水平社創設(一九二二年三月)から法的消滅(一九四二年一月)まで、約二〇年に及ぶ水平運動の歴史を、「論争」史という形で叙述した意欲的な著書である。雑誌『部落解放』に同名タイトルで連載された二一項目に、新たに五項目と「おわりに」を追加して昨年以上梓された。

全体の構成は、第一期「国際協調とデモクラシー状況のなかで」、第二期「治安維持法と男子普選の体制のなかで」、第三期「侵略戦争とファシズム化が進行するなかで」、第四期「総力戦体制とファシズム支配のなかで」の四時期に区分され、次のような項目が並ぶ。

・(第一期)全国水平社創立／徹底的糾弾／東西両本願寺／国際連帯／婦人水平社／少年少女水平社／普通選挙／遠島ス・バイ事件
・(第二期)アナ・ボル対立／綱領改正／無産政党／融和運動／軍

隊差別／日本水平社／生活擁護
・(第三期)全国水平社解消論／部落委員会活動／高松結婚差別裁判／反戦反ファシズム／封建的身分制

・(第四期)戦争協力／島崎藤村『破戒』再刊／部落厚生皇民運動／大和報国運動／全国水平社消滅

朝治氏は、毎年の全国水平社大会での議案討論を中心に、各府県の大会や個人の動向も追いながら右の項目で何がどう議論されたのかを丹念に追いかける。戦時下も含め、水平運動に関する実証的研究を長年追究し多くの著作を出版してきた朝治氏ならではの書物と言えらる。

この間、メモを取りながら二回通読してみたが、読後感は率直に言えば重い。それは、部落民自身の力で差別撤廃を勝ち取ることを誓い、様々に活動してきた全国水平社(以下、全水とも略記)も、日中戦争以降は「戦争協力」を謳いファシズム体制の中に自らの存続を位置づけ、最終的には「自然消滅」に至ったという事実そのものの重さによるのである。

朝治氏自身も、その点に関して、厳しい評価と提言を行っている。一九四一年、全水が最後の望みと託した大和報国運動が破綻したことに、氏は次のようにコメントした。

「全国水平社にとって大和報国運動とは、本来的に自らと中央融和事業協会が解消したうえで合同することによって、近衛新体制運動の帰結として結成された大政翼賛会に参加し、国家的規模で部落問題を解決していこうとするものであった。しかし、この全国水平社のもくろみは何ひとつ実現することはなく、最終的には破綻に帰結した。この無惨なまでの破綻は、全国水平社の中央融和事業協会への甘い見通しや、政府や大政翼賛会への度を過ぎた期待の裏返しであつたが、何よりも帝国日本の戦争政策やファシズム支配に便乗した結果でもあつた。」(三三八頁、傍線筆者)

水平運動の歴史研究は、日本(また世界)における差別撤廃、人権伸張に果たした積極的な側面と同時に、侵略戦争に協力した負の遺産も検証されねばならないことを、改めて痛感する。両者はどう関連していたのか。筆者のここでの論述も、自ずとその点に関心が向かうことになった。

正直に語れば、『水平社論争の群像』を論評することは難しい。各項目の最後に記された朝治氏のコメントは、先の戦争協力に関するものを除けば、多くが「重要な問題を今日に投げかけている」などの言葉で締め括られ、どういふ問題を投げかけているのか、その内容は具体的には語られていない。読者自身の判断や感想に委ねるといふスタンスなのであろう。

現在蒐集できる限りで、水平運動の論争の歴史を客観的に紹介し、読者の問題意識を喚起しようとした著作と言えようか。これらの論争を社会情勢と共に総合的に論評できるとすれば、新たな水平運動史の叙述となるに違いない。それは、筆者には重荷な課題である。

言い訳がましい文章になったが、ここで筆者が記述するのは、この論争史から私自身が学んだこと、疑問に感じたことなどの率直な感想である。その点を前もってご了承願いたい。

一、「論争」を通じての運動論の進化

いま疑問と書いたが、本書を通して最も疑問に思うことは、日中戦争を機とした全国水平社の「戦争協力」への転換が、唐突な急変と感ぜられることである。

一九三七年七月の盧溝橋事件を

契機とする日中戦争の勃発にあたり、近衛内閣は八月一日、宣戦

布告と言えぬ声明を発表し、政財界や言論界に対して「挙国一致」への協力を要請した。解放令発布日の八月二十八日、これまで反ファシズムの姿勢を貫いてきた全水中央委員長の松本治一郎は、ラジオ講演で、部落問題の解決は「旧身分関係によって生じる相克摩擦を解消」して「国民融和の状態をいかにして実現するか」という問題である」と語り、「挙国一致」に

応じる回答を示す。九月の松本・朝田善之助・北原泰作・松田喜一らによる時局懇談会では、「非常時局に対する認識を正当に把握し、積極的に挙国一致に参加しなければならぬ」との方向が示された（二八六頁）。翌一九三八年三月に、全国水平社中央委員会の名で「声明書」が発表され、戦争協力が謳われたことはよく知られているが、右の松本らの言動は素早い対応と言える。

当時の厳しい弾圧や国内状況からやむなしと言えばそれまでだが、この転換が唐突に感じられたのは、それまでのアナ・ボル論争や水平社解消論をめぐる論争、その末に提起された部落委員会活動や反ファシズム闘争が、筆者には「論争」を通じて達成された運動論の進化と読めたからである。その点を確

認してみたい。

いわゆるアナ・ボル論争に明示されるように、部落民の「確固不拔のエタ意識」（全水自由青年連盟）に基づいて糾弾闘争を軸に運動を行えばよいとするアナ派と、これを「小ブルジョア的」と批判し、むしろ無産者としての「明確なる階級意識」に目覚め労働者・農民との共闘を軸に政治闘争に進出すべきだとするボル派（全水青年同盟）は、一九二〇年代半ばから激しく対立した。両者は、普通選挙制の活用をめぐる反対と賛成、自己規定では広義の「民族」か無産者としての「階級」か、また国際連帯については被差別マイノリティとの共闘か階級意識にもとづく自立運動の支援か、綱領改正に反対か賛成かなど、上述した項目ごとに悉く対立した。朝治氏は、全水大会に提出された各議案に誰がどのような意見を述べたのか、その際の会場内の雰囲気も含めて、丁寧に紹介している。

注目されるのは、「労農ロシアの無条件承認の件」（奈良県小林水平社）をめぐる、賛成・反対の意見が繰り広げられる中で、山田孝野次郎が語った「ユダヤ人の国家を承認しなければならぬ。これはすなわち、人間礼讃である」とする言葉が、満場一致で可決されるきっかけとなったこと。朝治氏は、

これを「社会主義国家のロシアが承認」されたというわけではなく、「部落民と同じく差別された境遇にある民族としてのユダヤ人がロシア国家を樹立した」という理解にもとづく共感であったと記述する（六二頁）。水平社同人の大衆的な共通感情が読み取れて興味深い。また、一九二五年九月、ボル派の全水青年同盟が全水無産者同盟に改組されるにあたって、その創立宣言が「部落内部における階級闘争を激成し、現在の水平運動を終えて、無産部落民の解放運動を一般無産者の階級闘争に合流」させると語ったことに対して、朝治氏は「全国水平社から保守派やアナ系を放逐して共産主義化を図り、（中略）部落内部に無用な混乱と対立」をもたらすものであると厳しく非難する（二七頁）。水平運動の広範な「統一と団結」を重視する、朝治氏の視覚が表された部分である。

一方で、「階級性」の重視が、ボル派のみの主張ではないことを朝治氏は押さえている。男子普通選挙法が議会を通過した後、全国的な無産政党結成の準備が進められ、全水青年同盟は「無産階級一般」としてその動きに関わっていくが、奈良県水平社や全水九州連合会は、「糾弾権の承認」など水平社独自の要求を組み入れる形で

無産政党結成に協力していこうとする。これに多くの府県水平社が同意する形で一九二六年一〇月、全国水平社労働農民党支持連盟が結成された。労働農民党には、ボル派の全水無産者同盟としてではなく、阪本らが軸となって結成した全水労働農民党支持連盟として加盟することになった。全水としては個人加盟だが、朝治氏は「実質的には全国水平社の組織的な労働農民党への加盟ともいえる」と評している(一五九頁)。こうした経過は、「階級性」の重視がボル派に止まらず、より広いリーダー層に承認されていたことを物語っている。明治以降、部落大衆の多くが貧困にあえいでいたことを考えれば、十分に頷ける動向である。資本主義の発展にともない経済的劣位に追いやられた被差別部落が、近代天皇制の成立とともに再編された身分的階層秩序や血統観念のもと、「異様な」社会集団の眼差しで見られたこと(三五四頁)を考えれば、アナ派の重視する「生まれ」の観点も、ボル派が強調する「階級」の視点も、共に重要な問題提起を含んだものと言えるのであろう。朝治氏が丁寧に紹介した「論争」の歴史は、この二つをどう関連づけて闘うのか、という苦闘の歴史だったように感じられる。

その点で、一九二八年七月の府県代表者会議で奈良県水平社が提出し可決された「運動方針について」は、両派の極端な議論を批判すると同時に、それぞれの積極面を融合させようとした新たな運動論、論争の到達点と呼べるように筆者には読めた。説明に立った阪本清一郎は、ボル派・アナ派の各々について、「華やかな理論闘争に憧れ、ただ全体性にのみ飛躍して部落民の特殊的部分性をまったく忘却する公式全面論と、これに反して特殊的部分性のみ固く閉じこもって、さらに全体性への発展を怠って階級性を忘れる一面論との対立」であると批判した(二二一頁)。資料原文によれば、阪本は、資本主義の進展にもかかわらず部落差別が執拗に保有されているのは、「現代資本主義がなお多量に封建的要素を保っているから」であるとし、「差別観念の根本はその社会組織に根拠する」と語る。ここでの社会組織とは地主制度や家制度など地域社会を形づくる「封建的要素」をも含んでいるのだらう。これらの主張には「社会組織」の問題を重視したボル派の影響も読み取れる。阪本は、糾弾闘争の意義を再確認したうえで、部落差別を残存させる権力・社会機構への糾弾闘争を論じた。と同時に、部落民は「純然たるプロレ

タリア」ではないとして、部落産業の急激な没落と部落失業者が「ルンペン化」する現状を説いて、無産政党との提携のみならず、「部落民の生活擁護」のため、「徹底的部落民施設」を要求すること(国庫全額負担)を掲げた。これまで部落改善費の要求は、政府の「欺瞞的懐柔政策」に乗ることだとして躊躇(ないし批判)されてきたが、差別に対する正当な「生活権賠償要求」であるとして、初めて運動論の正面に掲げられたわけである(二二〇頁)。

さらに「民族」か「階級」かという自己規定をめぐっても、先の日本資本主義に固着する封建遺制との関係で、新たに「身分的階級」という用語が用いられた(二七六頁)。これらの阪本の主張は、一九三〇年の全水第九回大会でも採択され定式化していく。

一九二八年の三・一五事件でボル派が一斉検挙された後、本部を担った阪本や泉野利喜蔵、また委員長である松本らによって進められる、以上の運動方針を、朝治氏は「左翼社会民主主義の潮流」と捉え、「水平運動の理想と現実にとつてもっとも適合的であった」と評している(三六二頁)。その評価に筆者も大きな異論はないが、この運動方針自体は、アナ・ボル

であると筆者には読み取れた。世界恐慌に端を発する昭和恐慌が日本社会を未曾有の不景気に襲う中で、一九三一年九月に満州事変が勃発し、軍部を軸にしたファシズム運動が台頭し急速に進行する。そうした状況のもと、水平社内の共産主義派は、コミンテルンが作成した「日本共産党政治テーズ草案」(三二一テーゼ)にもとづき、プロレタリア革命を第一義とし、身分闘争の主体も「階級的基本組織」によらねばならないと述べて、水平社「解消論」を提起した。共産党派は侵略戦争反対や反ファシズムを掲げるとともに、社会民主主義者をファシズムに迎合する「社会ファシズム」と規定して非難するようになる。

朝治氏の第三期「侵略戦争とファシズム化が進行するなかで」を通読すると、こうした厳しい状況においてなお、全国水平社は、松本や泉野、朝倉重吉(長野)ら「左翼社会民主主義」に属する人々を中心に先の運動方針を堅持し、部落委員会活動を軸に、差別撤廃と生活権擁護の闘いや、反ファシズム統一戦線の結成に挑み続けたように読める。筆者が注目したいのは、共産主義派との激しい論争と対立を繰り返しながらも、両者は決別することなく、共同戦線を歩んだ点である。

一九三一年の第一〇回大会以来、水平社解消派は、階級闘争の激化した今日、身分組織である水平社は「反動的で邪魔な組織」（井元麟之）、水平主義は部落「排外主義」（北原）などと水平運動を痛烈に批判したが、本部を代表する泉野は階級的意義を認めつつ水平運動の独自性を繰り返し強調した。水平社解消論を支持する地域はごく一部に限られ、運動が広がらない中で、一九三三年七月、高松結婚差別裁判事件が起こる。「特殊部落民でありながら自らの身分を隠した」（論告）ことが結婚誘拐罪の要件とされたことから、あらためて「身分」問題がクローズアップされ、解消派の誤りが自明のものとなったように思われる。全水の中

央常任委員会では、当初「階級的ファッショ的裁判絶対反対！」が闘争スローガンに決まりかけていたが、共産主義派の松田喜一が、「部落大衆を糾弾闘争に決起させるためには、差別裁判を取り消せ！という部落大衆にアピールするスローガンを掲げるべきだ」と発言したことに、一同が賛成したという（二四六頁）。その松田は一九三四年、部落委員会活動として取り組まれた兵庫県の赤穂松茸山入会権闘争にも、積極的に指導に入った（二四〇頁）。共産主義派も現実の問題に対処する中で、変化した

のではない。一九三四年四月の全水第一二回大会では、「全国水平社解消論は誤りであった」（闘争方針大綱）ことが明確にされ、部落大衆の日常要求に根ざす部落委員会活動の意義と、地方改善費増額要求闘争の必要性が改めて確認される。同年七月に作成された全水常任中央委員会編の『部落委員会活動に就いて』は、解消派の井元や朝田と、非解消派の泉野や米田富らが共同で執筆したものである。高松差別裁判闘争の経緯を見ると、問題をうやむやに済ませようとする政府や融和運動との対決という色合いが濃い。これらと対決する中で、水平社の社会民主主義派と共産主義派との共闘が進められたように読めた。

この時期、全国水平社は、共産主義派が掲げる社会ファシズム批判を乗り越え、反ファシズム統一戦線の結成に向け努力を続けていた様子だが、著書には様々に記されている。一九三三年三月の全水第一一回大会では、「社会ファシズム批判よりファシズム批判に重点が置かれ」、高松差別裁判闘争中の八月には「ドイツ・ファシスト政府に対する抗議」が発表される（二六一頁）。その前提となった部落代表者会議の「宣言」は、ナチスドイツによる「ユダヤ人狩り」について、「やがてファッショの日本においてもまた、このような残酷な迫害がわれわれを襲う日があるかもしれないことを、強く感じざるをえない」と論じた。ファシズムと少数民族弾圧（庄殺）の関連を厳しく批判する、水平社らしい警鐘と言えよう。

一九三四年十一月、予備役陸軍中將の佐藤清勝が記した差別記事に関して、全水は軍隊に対する差別糾弾闘争として闘ったが、朝治氏は、闘争は「実質的には反ファシズム闘争」と位置づけられたとする。一九三五年五月の全水第一三回大会では「人民的融和」論が提起され、「労働者や農民など勤労諸階層との結合による反ファシズム闘争」の意義が説かれた。それ以降の全水大会では、ファシズム批判に関する文言が官憲によって何度も削除されたが、水平社は「反ファッショ戦線の統一」スローガンを掲げ続けた。日中戦争直前の一九三七年三月、全水第一四回大会で改正された綱領は、「我等は、集団的闘争を以て政治的、経済的、文化的全領域に於ける人民の権利と自由を擁護伸張し、被圧迫部落大衆の絶対解放を期す」と謳う。朝治氏も、これを「全国水平社が展開していた反ファシズム闘争にふさわしい内容」であると述べている（二六七頁）。

以上に、アナ・ボル論争や水平社「解消」論をめぐる論争の内容と、それらを契機とした運動論の展開を、筆者なりに概括した。社会民主主義派と共産主義派は激しく対立しながらも、共闘の線を崩さず、自己認識（部落論）や運動論を鍛え上げていったように読める。そうであるからなおさら、筆者には、日中戦争による水平社の戦争協力への「転換」が唐突に感じられたのである。転換の根拠は何なのか。厳しい弾圧の影響を踏まえたうえで、水平社内部が抱える問題についても、より鮮明に解明される必要があると感じた。

二、国家主義・天皇主義的平等の根強さ
著書を通読して感じたもう一つの大きな印象は、水平運動の歴史が、同時に、多くの水平運動家の離脱（脱落）過程でもあったということ。そして、それらがいずれも国家主義の観点から天皇主義的平等を掲げ、保守的ないし右翼的な融和運動、またファシズム運動へと転向していったという事実である。水平社創立の直前、三好伊平次（内務省嘱託の融和運動家）から結成大会を思い留まるよう説得を受け、一度はこれに同意した（二二頁）という初代水平社委員長の南梅吉は、遠島スパイ事件（一九二四年）を理

由に委員長を罷免された。のち南は、一九二七年一月、融和運動家とも提携し、「共產主義者徹底排撃」や「徹底的糾弾戦術は道徳的説諭」に変えるべき旨を主張して日本水平社を結成する(一九二頁)。

全国水平社は、「支配階級の手先きスパイ南一派の純水平運動を警戒せよ!」とする決議を上げた。

水平社創立「宣言」の執筆にも携わった平野小劔は、遠島スパイ事件で左派から厳しく処断されたことや、ボル派への反感から水平運動と距離を置くようになり、のち一九二八年八月に国家主義団体の内外更始倶楽部を結成した。その綱領は「皇道ニヨル新日本ノ建設ヲ期ス」とする日本主義を掲げ、その下での「被圧迫民」の「解放」を謳い、下からのファシズム運動を進めていった(二六三頁)。

平野の影響力が強い関東水平社は、「全国水平社の戦列から離れ、独自の国家主義的な水平運動を展開した」という(二六四頁)。

日本共産党入党(一九二七年秋)していた西光万吉も、同じような道を歩む。三・一五事件で検挙され刑に服していた西光は、獄中で転向上申書を提出し、一九三三年二月に仮釈放された。翌一九三四年三月には、党是を「光輝ある建国の本義に基き、君民一如搾取なき新日本の建設を期す」とする大

日本国家社会党入党し、国家社会主義運動に転身する。この動きに、かつて「新運動方針」を提出し全国水平社の新たな運動論を提起した阪本や米田も同調し、三者は同年九月『街頭新聞』を創刊して、天皇中心の日本主義的な国家社会主義の宣伝に努めることとなる(二六四頁)。

時期や事情を異にしたがらも、南、平野、西光、阪本、米田と、全国水平社創立メンバーの殆どが国家主義運動へと転向していったわけである。

こうした状況は、創設メンバーだけにとどまらない。朝治氏が論じる高松差別裁判闘争の結末、地元香川県での現実はショッキングでもある。全国水平社は判決の取り消しと無罪を勝ち取るため、「確定判決には法令違反がある」として非常上告を要求し、請願隊行進をはじめ大々的に闘争に取り組んだ。しかし、司法当局は非常上告を認めず、検事白水の転任と被告人兩名を仮釈放することで闘争の終息を図ろうとした。地元馬場部落での報告演説会で、警察官が負傷する事件があったことから高松警察署は一斉検挙を行い水平運動の弾圧に乗り出す。この過程で、馬場支部は「全国水平社の指導方針は過激で融和は困難であるから、これからは天皇の良民となる」という声明書を発表し、水

平社と絶縁してしまう(二五四頁)。引き続き、香川県警が糾弾への厳重な取り締まり方針を出す中、県内の水平社支部は全水を脱退し、融和団体の設立に向かったという。朝治氏は、「高松闘争が現地の香川にもたらしたのは、結果的には水平社の壊滅と水平運動の終息であった」と、苦渋の思いで(筆者にはそう感じられた)書き記している。

先に論じた水平運動の進化という側面と、他方での創設メンバーの離脱、あるいは闘争の現場における「水平運動の終息」という事実を、私たちはどう考えればいいのか。いわゆる社共共闘による運動論の進化は、部落大衆の抱く素朴な解放への願いからは乖離していく過程でもあったのか。

馬場部落が水平運動と絶縁するにあたって語った、「これからは天皇の良民となる」という言葉は重い。ここでは、反ファシズムを掲げ権力機構への糾弾闘争も辞さない水平運動と、それを「過激」と語り、「天皇の良民」として興隆するナショナリズムの中に部落差別を解消しようとする心情が、相対峙している。朝治氏の著書を読むと、後者の思いが水平社同人にも相当広がっていたことを確認できる箇所がある。

例えば、普通選挙をめぐる対立が全水大会で繰り広げられる中、平野・西光・泉野らが『大阪毎日新聞』の紙面(一九二四年二月)で、水平運動は「皇室中心主義の部落解放運動」だと語る場面がある。保守派の南が既成政党と提携し部落改善費を獲得する主張を行い、かたや全水青年同盟が普選を機に政治闘争に進出すべきだと論じる状況下で、水平運動が政治運動に埋没することを警戒した中央委員の三人は、水平運動は、左右いずれの主義にも属するものではなく、「あくまでも皇室中心主義の部落解放運動である」と語る(二〇一頁)。

同月、関東水平社も「声明書」を発表し、同様に左右の政治主義を批判した上で、「水平社は純正にして徹底した愛国的立場から国家の合理的改造に猛進し、人類相互の闘争を絶滅して永久に皇室の隆運を希望する光輝ある団体である」と主張した(二〇二頁)。

水平運動の大衆的基盤が、「皇室中心」の平等観にあることが語られたと見てよいのではないか。

軍隊差別反対の闘争についても、同じ様に読み取れる箇所がある。一九二三年三月の全水第二回大会で、兵庫龍野水平社と三重県水平社から軍隊内差別反対に関する議案が提出され、「陸軍大臣に反省を促す件」が議論された際のこと。

提案者は、「陸海軍隊内ではいままなお差別観念が濃厚であり、部落

民が蔑視されている実例は多い。これは明治天皇が発した五カ条の御誓文に反するもので、ついには部落民から徴兵忌避者を続出させさらに徴兵制を否定する者まで出てきている」と説明し、満場一致の賛成で可決されたという(二七五頁)。天皇ナシヨナリズムにもとづく大國主義を前提とした議論のよ

うに読める。

福岡連隊事件や北原泰作による天皇直訴事件を経て、一九二七年一月の全水第六回大会では、軍隊内差別に対して「差別糾弾の自由」を要求する陸軍当局への抗議文が採択された。「大会では共産主義派も無政府主義派も、弾圧に抗しながら共同して軍隊差別に対して闘うことを決定」した、と朝治氏は記す(一八四頁)。ここでの満場一致の背景に、部落大衆の抱く天皇ナシヨナリズムの後押し(「天皇の軍隊」で差別するなどけしからんといった感情)があったのか、気になるところである。

北原による軍隊差別反対の天皇直訴事件について、戦後、朝田善之助は著書の中で「若い活動家の間には、直訴は天皇を肯定することになるのではないかと批判もあった」と語っている(二八四頁)。朝田の『差別と闘い続けて』(一九六九年)を確認すると、「北原は予期通り軍法会議で懲役一年になった

が、「直訴事件の北原や」と部落の人はみな彼を英雄視したものだ」とも記述されている(同著、六四頁)。部落大衆の抱く「天皇の軍隊」観を北原が直接代弁してくれたと捉えたゆえの「英雄視」ではないかと筆者には感じられた。

日中戦争後、全国水平社が戦争協力へと転換する中で、元共産主義派を中心に展開された新生運動や部落厚生皇民運動は、天皇主義的平等にもとづく国家主義の全面展開と言えるであろう。全国水平社から離脱していた木村京太郎や中村甚哉らは大日本青年党に入党し、一九三八年三月、西光とともに『新生運動』を創刊した。同紙は、日中戦争は「全アジアを欧米の鉄鎖から解放」する「聖なる使命」を持つと捉え、「国民融和の運動はアジア全民族の融合統一だと主張した。そうした全国的規模の「国民運動」を展開するた

めには、「部落民意識を捨てて皇民意識のもとに日本主義運動を進める必要」があると論じて、全国水平社の即時解消を求める(二八九頁)。同じく大日本青年党に属していた松田は、同時期の全水中央委員会、全国水平社の政治的態度として「反共産主義かつ反人民戦線の精神」を鮮明に発表する必要

があると、「水平運動の大転換」を主張した(二九〇頁)。時代は、左翼社会民主主義者や自由主義者らまでが検挙される状況に突入していた。

新生運動の主張を引きつぐ形で、朝田、上田音市、北原、野崎清二、松田らによって、一九四〇年四月、部落厚生皇民運動が開始される(三一五頁)。北原が「全国水平社の完全解消にむかって邁進する」と述べたように、部落民意識に基づく解放運動自体が、国家主義に反するものとして敵視されていく。全国水平社は彼らを除名処分とした上で、部落解放運動の存続形態を模索した。近衛新体制による大政翼賛会のもとで、中央融和事業協会との結合による大和報国運動を展開するという方向である。だが、その目論見も「破綻」に終わることは、「はじめに」で見た通りである。

おわりに

第二節を論じる中で、水平運動史には、天皇ナシヨナリズムにもとづく差別解消への願いが太い線として底流に流れているように思えた。従来その思想は、融和運動に特有のものと思われがちだが、多様な部落大衆の存在に依拠する大衆運動としての水平運動にも無縁であろうはずがない。

第一節で見た水平運動論の進化過程は、この天皇ナシヨナリズムとどう対峙してきたのか。朝治氏の著書を読むと、全国水平社は、融和運動に対して、「反動的融和政策・融和運動の排撃」を謳い批判し続けたことが分かる。その批判は、論争というよりも距離を置いて相手にしないというスタンスである。水平社の創立そのものが、政府や有力者が唱える「同情融和」を否定して成立したものであるから、融和政策・運動に批判的であったことは理解できる。朝治氏の「論争史」には、政治や政府に対する水平社同人の不信感が随所に表されている。そのことで、部落改善費の要求が、本来必要と実感されていながら、正式に掲げられるまで六年も有しているのは驚きでもあった。その点で、政府や中央融和事業協会が進める部落改善政策に後れを取ったことは否めない。

話を戻そう。政府や融和運動に批判的で距離を置いたとはいえ、それらが主張の前面に掲げた天皇主義的平等については、やはり何かの考察が加えられるべきではなかったか。部落大衆の多くがその思想に素朴な共感を抱いていたからであろうが、「論争史」を読む限り、天皇ナシヨナリズムそのものに対して論争や論考が加えられた形跡はない。自明の前提、あるいはタブーとされていたと見て

よいか。

こうして天皇主義的平等への考察がなされないまま、明治ナショナリズムが大国主義からファシズム思想へと変貌する中で、水平運動は（運動論の進化を見せながらも）一気に全体の思潮に流されていったように、筆者には思える。この点に関する、時々の部落大衆の生活実態や心情、政府や融和運動の動向、水平運動の展開が、より立体的に解明される必要を感じた（補註）。

蛇足であるが、いま日韓関係は「戦後最悪の事態」にあると言われる。報道を見てみると、日本国民、韓国国民両者からの互いに対する誹謗中傷も聞こえてくる。トランプ政権が掲げる「米国第一主義」は、様々な国との軋轢を生んでいる。それでも自国中心主義的な発言が、下からの声に支えられているという側面が見え隠れする。ナショナリズムの恐さを肌で感じる機会が多くなった。水平運動史の研究は、近代日本のナショナリズムのあり方を被差別部落の立場から問い返す、そんな課題をも担っているように思われた。

本書は、戦前水平運動の実態を「論争史」という形で赤裸々に表したものである。それだけに、様々な疑問や問題意識が湧いてくる。筆者の読み方は誤りかもしれないが、一つの読み方、問題提起とし

て受け止めていただければ幸いである。本書は、部落史やマイノリティ研究・教育に携わる人だけでなく、日本社会に興味を持つ多くの人に読んでもらいたい書物である。

（補註）

筆者はかつて、一九二八年の昭和天皇の代替わり儀式をめぐる中央融和事業協会が中心となり、「御大礼記念行事」として地域社会での様々な差別事象を撤廃する国民運動を展開した事実を論じたことがある（拙稿『水平運動と融和運動との競合―御大礼記念・全国融和団体連合大会（一九二八年）の背景―』、世界人権問題研究センター『研究紀要』第二〇号、二〇一五年七月）。この運動を推進した中心人物の一人、山本正男は、一年間に及ぶ国民運動を通じて「幸いにも顕現的差別事象が今や殆ど地を払ふに至る迄に（中略）除去されました」と運動の成功を自負していた。本書評との関連で言えば、全国水平社がアナ・ボル論争を終息させ、新たな運動方針を確立した時期に当たる。水平運動と融和運動は、部落大衆の獲得をめぐる熾烈な競合を演じていた。こうした競合関係は、満州事変以降、ファシズム運動が台頭する中でどのような展開を見せるのか、考察してみたい課題である。（解放出版社刊、二〇一八年一月、三〇八〇円）

本の紹介

本岡拓哉著

『「不法」なる空間に生きる 占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史』

斎藤 正樹
（ウトロを守る会副代表・日本居住福祉学会理事）

本書の概要

本書は人文地理学の研究者である本岡拓哉さん（以下、著者）によって書かれた本である。本の紹介には、「戦後の住宅難において生成され、都市で生きる人々の軌跡が交錯する独自の空間となったバラック街。都市開発の中、「不法」な存在とされ、多くが消滅へと至るその全体像に迫る新たな戦後史。人々の暮らしが息づいたバラック街。その空間の消滅と忘却の歴史をすくいとる」とある。本の表紙には東京の「バラック街」、幼い兄と妹が並んでいる。六〇年ほど前の写真であろう。

まず著者に問題意識を語ってもらう。序論の冒頭を引用する。「第二次世界大戦後の日本の都市は、空襲被害による住宅焼失や大量の戦地からの引揚者などによって、慢性的な住宅不足に陥っていた。行政による住宅供給も遅れ、

戦災被害者をはじめ多くの人々は不安定な状態に置かれることになった。しかし、人々は放置されていたばかりではない。戦災跡や建物疎開跡、都市計画予定地、ガード下や河川敷などを占拠／占有し、自らの手であるいは協力する形で、バラックⅡ仮小屋を建て、住まいや生活の安定を求めた。都市のさまざまな場所でこうしたバラックは集団化し、バラック街となった。そしてかくなる空間は戦後のある期間において、都市に生きる人々の軌跡が交錯する場所となったのであり、「生きられた空間」として特有の景観を構成していたのである。本書は、その後「不法」なる空間と位置づけられながらも、都市に生きる人々の住まう場所でもあった、このバラック街の生成と消滅を辿る戦後史である。」

勿論これは東京だけの問題ではない。京都でも、神戸でも、広島

でもどこでも、「不法」なる空間で戦後、人々の暮らしがあり、それが続いていた。

本書の目次と、その主な場所をカッコで示した。

序論

第1章 「不法」なる空間のすがた（東京都）

第2章 「不法」なる空間の消滅過程（神戸市）

第3章 「バタヤ街」を問いなおす（東京都）

第4章 河川敷居住への行政対応（熊本市、広島市、静岡市、横浜市）

第5章 立ち退きをめぐる空間の政治（神戸市）

第6章 河川敷に住まう人々の連帯（広島市）

第7章 集団移住へ向けた戦略と戦術（広島市）

結論・あとがき

1、「東京」文京区、後樂園のバタヤ

第1章は、戦後都市において「不法占拠」地区はどのように生成され、いかなる実態であったのか。著者の問題意識から書き始める。バラック街である仮小屋集団地域は「不法占拠」であることから、行政による撤去や立ち退きが頻繁に行われて、そのほとんどは

すでに消滅したとされ、おおむね研究対象からも外された。ゆえに先行研究や資料の不足は事実である。しかし、「不法占拠」地区の実態を総体的に把握できる貴重な調査が存在する。「東京都地区環境調査―都内不良環境地区の現況―（一九五九年）」。その中で、東京二三区内では二四〇地区の不良環境地区があるとされる。「不法または不当な土地利用状況（不適切）にある地区」とは、公園や寺社境内、道路脇、線路脇、ガード下、河川沿岸、土堤及び水上などの公共的性格を持つ場所にある居住地区であり、まさに「不法占拠」地区と位置づけられる。本書一七頁の表は便利である。具体的に見ていこう。

「東京都地区環境調査」に、評者にとってなじみのある地名が出てくる。「後樂園」「小石川」「氷川下」。東京都文京区は「山の手」だが、地形的には武蔵野台地の裾の部分にあり、深い谷が切り込んでいる。ちなみに韓国の「不法占拠」地区は山の上に向かって展開され、「たるトンネ（月の街）」と呼ばれるが、これに反して、日本では低い土地に貧民街があることが多い。この辺りは戦前一九二〇年代末には、徳永直のプロレタリア小説「太陽のない街」の舞台となった。戦後にできた地下鉄丸ノ内線は地表近くの浅い部分を走り、谷に出ると表に顔を出す。地下鉄「後樂園」駅は東京ドームの最寄り駅だが高架駅である。六〇年前この駅を挟んで南北に「バタヤ」部落があった。私の記憶でも都電「後樂園」停留所付近の道には「バタヤ」の荷車が集合していた。

本はまず一九五〇年代の不法占拠地区の実態に迫り、不法占拠地区がいかに生成され、消滅したかに迫っている。この文京区は例外であろうが不法占拠地区は多くは交通の不便な所にあり、居住環境が劣悪で、経済的に貧困し、社会的に排除された人々が暮らしていた。しかし、一般社会と全く隔離・孤立していたわけではなく、周辺地域との関係の側面も有し、一定の社会的役割も果たしていた。それはエスニック・マイノリティの拠り所、受け皿としての機能でもあった。一九八〇年代までにその多くは消滅している。

第3章では特に、「バタヤ街」を取り上げる。扉の写真は「後樂園バタヤ部落」の一角、手を上下に動かす旧式の手動式ポンプの井戸の周りに子どもらが集まっている。背景の仮小屋には若い女性の姿がある。ごく日常の風景なのだろう。広辞苑を引くと、「バタヤ」とは「ゴミ箱や道路上の紙屑・ぼろ・金物などを回収して生活する人、屑拾い」。いまでいう資源回

収業ということか。バタヤは収集人と仕切場、仕切り人に分かれる。仕切屋は「収集人から再生資源を集荷する業」である。

私の記憶でも、通学路の道すがら仕切り屋があった。かなり広い区画の土地に金物、ぼろ、新聞などが種類ごと山のように積まれ、大八車や荷車が入り込んでいた。毎月、「屑はありませんか」と朝鮮訛りの日に焼けたおばさんが長い竿の測りを持って家々に回ってきた。縁側で話す母とは顔見知りで、「国には帰らないのか」、「こっちの方が生活しやすい」。そんな会話だった記憶がある。

後樂園バタヤ部落はこうした人が集まったかなり大規模なもので、九六四年の東京オリピックのころから、「バタヤ」の姿が見えなくなつた。この本を讀んで思い出したのだが、あの頃は路地に箱型のゴミ箱があった。セメント製の前面に木製の上下に開ける戸があり、通常は最上部のふたを開いてゴミを入れる。ある時期一斉に街から消えた。ゴミ入れはポリ性の丸い容器になり、移動させて収集車が中身を持っていく。後樂園駅の南側バタヤ部落は一九五四年に大規模な撤去が行われた。駅の北側の礫川公園内のそれは一九六三年にすべて撤去されたと本にある。

この人たちは何処に行ったのだろうか。

2、「神戸市」湊川大橋集落の立ち退き離散

第2章は、「不法占拠」の数や規模が、わが国で最大であった神戸市を例に都市の「不法」空間としてのバラック街の消滅過程、その社会的背景について検討している。

一九五〇年以降、戦後復興事業が進展して、神戸市でも不法占拠バラックは市内中心部から周辺部に徐々に移り、社会的排除も強化され、撤去活動の正当性が一般社会に浸透する。一九六〇年になると本格的なバラックの撤去が行われる。その背景には、全国的な「不法占拠」の取り締まりの強化がある。その結節点となったのが、不法占拠を不動産窃盗とみなす「不動産侵奪罪」が一九六〇年に立法化されたことである。この事実は大きい。この本では「梅田村事件」を次のように取り上げている。

一九五二年大阪駅の玄関口、梅田でバラック建物一四戸を地権者側が人夫四〇数人を動員して一時間建物破壊した事件が起きた。裁判一審では、地権者側が建造物毀損罪で敗訴。だが、二審判決ではこれをひっくり返し、被告らの正当防衛が認められた。

この事件を契機に、「不法占拠」を刑法的に取り締まる論議が高ま

る。各地の商工会議所や地方行政、法曹界や警察関係者が中心となり、「国民（土地所有者）の権利保護の趣旨を考慮し、速やかに法律の明文による不法占拠に対する刑事罰と公有物件に対する強制執行の法制化」を求める幅広い世論が形成された。

行政のバラック撤去は正当化された。だが、すべてが強制立ち退きになったわけではなく、実際には住民による自主撤去によって片付いた。その理由は行政による移転補償費は自主撤去の時だけ支払われたからである。統計を見ると、バラック撤去の時期は、バタヤ業や養豚業の減少時期と重なり、著者は語っている。立ち退いた住民たちの行く先は明示されていないが、おそらくは近隣の居住環境が悪い低家賃住宅だろう。

バラックの姿が目の前から消えることで、根本の原因である貧困の実態はさらに隠されることになった。神戸市は「株式会社神戸市」と言われる、まさに開発主義国家体制のミニ版である。「不法占拠」問題でも国から先進事例として高く評価されていた。

第5章で取り上げるのは、その具体例、神戸市湊川大橋下流の朝鮮人集落である。この章の扉には湊川大橋下流のドブ川西岸に面した「朝鮮人部落」の写真がある。

私はどこかで見た記憶があると思っただ。そう、韓国ソウル「清溪川」の昔の写真にそっくりだ。いまはソウル市民の有名な散歩コースだが、もとは「不法占拠」の連続だった。

「高架線にそって東へ、ぬかるみの道をたどってゆくと、やがてバラックの大群が行く手をふさぐ。このあたり、高架線両側の道路予定地と新湊川両岸をうずめる数百のバラックは、空襲被災者の仮住居の名残りではない。ここがこのような姿になったのは、昭和二十四、五年以後のことである。新湊川にかかる湊川大橋にたつと、床を半間から一間も川の上にはみださせたバラックが、延々とつづく壮観を見ることが出来る。神戸市民はこのバラック街を「大橋の朝鮮人部落」と呼んでいる。」（「日本残酷物語 現代篇」引き裂かれた時代」平凡社、一九六〇年）。

湊川大橋を挟んだ地区は、最大三〇〇戸、五〇〇世帯、一五〇〇人のバラック街とあるから、相当な広さの規模である。他で住宅を借りられなかった朝鮮人や奄美出身者らが、バラックを建てて住み着いた。

「川ぞいの通りよりも一段ひくい緑地帯から高い柱をたて、空中にうかんだ格好の家の床下にもバラックがあり、それが川の上にまではみだしている。川に満足に水

があるのは雨のあとと満潮のときだけである。たいていはむきだしの河床にごみが堆積して異臭をはなっている。橋のちかくの共同便所を、附近の数軒が常用する有様だ」（同）

この風景も私はどこかで見覚えがある。京都市南区東九条の通称「四〇番地」。堤防敷に並んだ「不法占拠」集落。川の中にはみ出したバラックの柱に、上流から流れてくるごみが引っかかり、カラスがたむろしていた。

彼らの生活を脅かす最大の敵は火事である。バラックは瞬間に燃え上がる。神戸のここでも、繰り返し大きな火事があった。焼け出された被災者は神戸市の山の方に移るか、わずかな立ち退き見舞金で追い出されるかであった。焼け跡はすぐにフェンスで囲われた。このバラック居住者たちにも連帯して運動する可能性はあっただろう。しかし、行政は個別交渉を進め、住民運動を頓挫させた。住民自身の社会構成は多様であり、そのことを行政も十分に把握していた。住民は限られた移転補償費を貰って移転先を求めざるを得なかった。道路河川整備など公共事業の進展により、湊川大橋の「不法占拠」的な集落はきれいに消滅した。

3、「広島」河川敷の朝鮮人集

落アジュール

第6章、第7章では、太田川放水路（広島市）を舞台とした「河川敷に住まう人々の連帯」が詳しく書かれている。河川敷居住者の消滅は個別的な自主移住によってバラバラにされる例が多かった。行政は移転補償を個別に支給することで切り崩した。一九六四年の新河川法の制定前後から「不法占拠」対策は河川行政の重要課題とされた。しかし、一律にこれが実施されたのではない。住宅地区改良事業が適用され、行政が用意した公的住宅に集団移住するケースも見られた。その代表が太田川放水路（広島市）である。

在日朝鮮人集住地域での同様の補償実績とのバランス、再度の不法占拠の防止、そして何より行政の長年の懸案であった太田川放水路事業の完遂であった。

第4章の扉の絵は「夕風の街桜の国」（こうの史代）に描かれた漫画、一九五五年の「原爆スラム」と呼ばれた河川敷バラック街である。・・・昭和二〇年灼熱の閃光から一〇年、広島市を舞台に一人の若い女性が靴を脱いで片手に持ち、自宅に向かって歩く。行き帰りは靴が減るのがもつたいないと堤防につくと脱いではだしになる。河川敷バラック街には「張り紙」がそこそこにある。「立ち退き反対」「めし、おでん」「かさ修理」「洋服 仕立て直し致します」。

付近一帯の生活の匂いが伝わってくる。人々を包むアジュールとしての空間でもあるようだ。・・・実際に豚やニワトリの排泄物などで、とても素足で歩けるとは思えないのだが、そこはマンガ表現である。

4、各地の河川敷集落、結論

第4章では、各地方の河川が取り上げられる。白川（熊本市）、旧太田川（広島市）、安倍川（静岡市）、鶴見川（横浜市）である。白川は流域で一三地域に分かれ、世帯数は最大で五八三世帯。商工業や飲食店が多かった。旧太田川は戦災

者や引揚者の不法占拠にはじまった。建設業の割合が高かった。安倍川は廃品回収業者、古物商が多かった。一九五五年の台風八号では、八四戸が流失している。鶴見川は港湾を抱え日雇い労働者などが居住。在日外国人が九〇%を占めた。一九六〇年代以降の河川整備の本格化と、一九六四年の新河川法の成立など法制度の確立が、河川敷居住の消滅につながった。

著者は結論として、次のように語っている。「本書では、戦後都市において人々が生きていたバラック街の実態、およびその生成から消滅までの過程の全体像について、主に東京や神戸、広島といった都市を事例に、行政文書や関係資料、新聞記事の検索・整理、さらには関係者への聞き取り調査を通じてアプローチしてきた。改めての確認ではあるが、バラック街は「不法占拠」といった土地の占有形態だけでは決して一枚岩的に捉えることはできない。貧困や社会的周縁に追いやられる人々の集住や劣悪な住環境といった共通的特性を有しながらも、各々のバラック街の状況や過程は、その時々々の都市における空間的社会的位置づけのなかで偶有的であったのである。このように、戦後のバラック街の多様な関係性や動態性を明らかにしてきた」。そして、その具体的

な在り方として、「複層的な関係性」「複線的な生成・消滅過程」「多面的な空間の政治」の三つの側面から本書をまとめ、今後の研究の可能性を提示している。

次に、著者の問題提起を受けて、評者の視点でさらに検討を続けよう。

①「不法」というマジックワード

「不法」とは何か。評者である私は「不法占拠」という言葉を聞いた時、即座に聞き直すことにしている。「それは何法違反なのか、何時からなのか」と。

戦後の日本は住宅供給不足の時代だった。一九五〇年代、六〇年代は特に深刻で、あぶれた人々はガード下や河川敷など「所有権があいまいな土地」に身を寄せ合うしかなかった。統計上、住宅の需要・供給バランスが等しくなるのは一九六九年になってからである。

一般に「不法占拠」は身勝手な行為だと思われがちだが、戦後、人々はすべて同じスタートラインから出発したわけではない。植民地支配を受けた在日朝鮮人をはじめ、「満州」などからの引揚者、戦争孤児など、それぞれに歴史的・社会的過去を背負っている。ところが、「不法占拠」というレッテルを張ると、すべてが覆い隠され「平面」化してしまう。ラベリン

グによって人々の思考は停止状態になり、寛容さを失う。

不法占拠を撲滅の対象とする思想の背景には、土地を商品とみる価値観を基礎に、行政による「財産管理」強化を正当化する姿勢と重なる。しかし元来、土地は時代を超えて人間が住むこと、生きることを支えてきた。その社会的機能がいつの間にか忘れ去られている。地図上に「不法占拠」と赤マークされた土地は、管理が事実上放棄された条件の悪い土地である。河川敷、ゴミ捨て場、公害発生地の近く。そこは困窮した人間に「住んではいけない」とまでは言わない、ある種あいまいな「余白」の土地だったのである。

② 行政による公物管理、企業敷地の場合は

一方、行政による道路や河川など公物管理は、「台帳主義」により行われる。管理には機能管理と財産管理があり、「道路台帳」「河川台帳」などに「占用」許可が記録される。そして「不法占拠」は敵視され抹消・撲滅の対象とされる。管理者は住民側の権利主張に備えて「不法占拠一件綴り」を作る。住民との交渉記録は、「時効」取得の主張に対抗するための重要資料である。一方、住民側には全く記録がない場合が多い。文

字によって記録をする習慣がない。その能力差は大きく、住民は個別に切り崩され、目前の解決金で満足させられてしまう。この差を埋めるには外部の支援者の力しかない。

企業敷地の場合は企業・住民・行政の三者が関係する。行政は「民・民の問題」に介入せず、消極的な姿勢をとる。企業と住民には長い歴史的な経過がある場合が多い。それは植民地支配、軍事産業時代の歴史を引き継ぎ、企業の社会的責任も問われる。こうした社会的問題の最良の解決方法はドイツの企業のように、歴史的責任、戦後補償をはたすことであるが、日本の企業は未解決のまま先送りしつづけてきた。企業も「不法占拠関係綴り」を作り、長く保管している。企業財政が逼迫すると、財産処分が課題に上ることになる。

③ 国際人権法上の「居住の権利」

「所有権」と「人間の生活権」が衝突する場合、日本国内の法律では所有権が絶対である。しかし、国際人権法では考え方が違う。その国のエリアの中にいる「すべての人」が救済の対象となる。不法占拠であれ、外国籍であれ、基本的に平等である。国際人権法では（土地の）「不法占拠」とは言わない。（人々の）「非公式の定住」とよぶ。社会権規約（条約）ではあら

ゆる人は「強制立ち退きを受けない権利を持つ」とされる。国家（政府、裁判所、国会）には人権条約上の実施義務がある。万一、例外として、強制立ち退きが実施される場合でも、代替の土地や住宅を提供するなど、当該の人がホームレスにならないようにしなければならぬ。国際人権保障の事例は世界各国にあり、国連を中心に情報の共有が行われている。日本も条約加盟国である。

④ アジュールとしての土地

住宅地区改良事業による住宅提供が行われた例としては、京都市南区東九条の通称「四〇番地」と兵庫伊丹市中村地区がある。本書でも触れられた京都府宇治市伊勢田町ウトロ地区は強制立ち退きを克服し、代替の市営住宅（四〇戸）が建設された。

この本は私たちに多くのことを教えてくれる。まずは、アジュールとしての共通空間があったということ。ウトロの場合も共通する興味深いのはウトロ住民の土地に対する認識である。一言でいうとまるで「花見の場所取り」である。困ったところに占有権が発生するかのようである。小さなコミュニティだから喧嘩も多いし、付き合いも深い。土地の所有権は不明確で問題とされず、具体的な場所の

「占有権」は住民相互の中で自然に決まる。力の強いものが勝つが、相手の存在も認める「ウトロ・ルール」である。歴史的に、全体が朝鮮人の戦後補償の対価として意識された土地という共通認識が根底にあるが、同じアジュール、河川敷住民の意識とも幾分重なるだろう。ともに最後のセーフティネットであることに間違いはない。しかし、こうした密な関係は在日一世や高齢者が生きていた間は強かったが、世代交代により薄れてきている。

⑤ おわりに

著者は阪神大震災に遭遇した。その経験が住宅やコミュニティへの関心に結びついたと語っている。そして、生まれ育った場所のすぐ近くに「大橋の朝鮮人部落」があったことの「発見」につながった。住んでいる人を強制的に追い出す、これを許容する社会は大切な何かを失っている。このことを読者に静かに呼びかけた本である。日本社会の埋もれたある歴史断面を照射している。読みごたえのある、いい本だ。

もとおか・たくや 一九七九年生まれ。専門は人文地理学。同志社大学助教を経て立正大学特任講師、立正大学嘱託職員。（大月書店、二〇一九年三月、三二〇〇円＋税）

「同和地区の貧しさ」について考える 最終回 「縮小する同和地区」について考える 2 島和博
 部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 36 第3部
 ハブリの世界 第13章 合理的な雨乞いをした人—宍粟郡神戸村 川元祥一
部落史研究報告集 23 (八幡浜部落史研究会刊, 2019. 6)
 父の言葉・口癖 川上美智子
 人権教育の「要」についての一考察 みさきのはんな
 部落の人たちが、日本の歴史に影響を与えたすごいこと
 水本正人
 和歌山城下の岡嶋「かわた」村の庄屋は、なぜなくなったのか 水本正人
 徳永参二が衡平社本部理事へ出した「全国水平社第七回大会へ来援」願の手紙 水本正人
 障害者と四国遍路 1 五藤孝人
 部落史で何を教えるか～小学校社会科教科書を参考に～
 山下隆章
部落問題研究 229 (部落問題研究所刊, 2019. 6) : 2, 083円
 第56回部落問題研究者全国集会報告
 全体会
 部落問題研究所70年の歩み 東上高志, 成澤榮壽／地域における民主主義の成長と部落問題の解決過程 竹末勤, 岡田雅一, 梅本哲世, 広川禎秀, 梅田修
 歴史1分科会 明治初期東京における家畜伝染病と斃獣処理 ジョン・ポーター
 歴史2分科会
 1950年代前半の地域社会における「デモクラシー」—東京都北多摩郡国立町の運動から— 高田雅士／占領期大都市近郊都市における「デモクラシー」と地域—東京都八王子市を事例に— 中村元
 現状分析・理論分科会
 高齢者の人権を守る活動の経験と教訓 矢頭正明／京都高齢者大学校について 鈴木元
 教育分科会
 自己実現と道德教育 得丸浩一／道德教育と人権としての教育 森田満夫
 思想・文化分科会 「路地」の生みの親・中上健次の「部落観」を問う 秦重雄
部落問題研究 230 (部落問題研究所刊, 2019. 9) : 1, 058円
 まぼろしの八幡菖蒲草を復原する のびしょうじ
 生江孝之と融和事業—1920年代の社会教化をめぐる—
 萩原園子
 精神医療福祉臨床にみる住まいの貧困—ホームレス状態にある社会的入院者から考える—松本聡子
 書評 塚田孝著『大坂 民衆の近世史—老いと病・生業・下層社会』 海原亮

翻訳 ヴェ・エヌ・ミャーシシェフ著「能力と欲求」 訳・小野隆信
本願寺史料研究所報 57 (本願寺史料研究所刊, 2019. 8)
 近世の本願寺、その日その日 左右田昌幸
密教学 55 (種智院大学密教学会刊, 2019. 3)
 近世の本願寺、その日その日—近世本願寺の別荘をめぐる— 左右田昌幸
むこうに見えるは 15 (人権ネットワーク・ウェブ2 1刊, 2019. 7)
 「特措法」制定から50年を迎えて 2 山田康夫
リベラシオン 174 (福岡県人権研究所刊, 2019. 6) : 1, 000円
 特集 井元麟之・再考—逝去から三五年
 井元麟之逝去三五年を迎えて—“壮大な夢”へと駆けた血と涙と荊の一生— 西尾紀臣／座談会 井元麟之を語る 吉岡正博・原口孝博・園田久子・原田博治／翻刻資料講演 部落差別と国民的課題 井元麟之／井元永寿・明治四二年の「糾弾」について 関儀久
 井元麟之資料の断片—仏教系融和運動家・二十二鉄鎧について— 小正路淑泰
リベラシオン 175 (福岡県人権研究所刊, 2019. 9) : 1, 000円
 松本治一郎に宛てた礼状を読み解く—高松結婚差別裁判糾弾闘争と関係して— 朝治武
 書評 朝治武著『水平社論争の群像』 内田龍史
 小学校での部落史学習の現状と取り組みの方向 5 迫本幸二
 前近代皮革業の構造 3—2000～18年の動向を整理する—
 のびしょうじ
 図書紹介 馬場周一郎著『2050年 変わる日本 変わる社会 公務員と人権について考える』 原田博治
 民衆史こぼれ話 片隅に生きた人たち 35 「ひえもんとり」の周辺 2 石瀧豊美
和歌山人権研究所紀要 7 (和歌山人権研究所刊, 2016. 10)
 「無戸籍」の意味するもの—戸籍がなければ生きられない社会とは?— 遠藤正敬
 史料紹介 部落及び部落民に対する行政実態について—明治40年代の旧西和佐村役場文書の分析から— 小田康徳
和歌山人権研究所紀要 8 (和歌山人権研究所刊, 2019. 8) : 1, 000円
 西光万吉「和栄運動」研究の展望と課題 小田直寿
 一向一揆起源論と現代の部落差別についての一考察 小笠原正仁
 本の紹介 朝治武『水平社論争の群像』 渡辺俊雄
 書評 矢野治世美『和歌山の差別と民衆—女性・部落史・ハンセン病問題』 西川哲矢

- 地域と人権京都 794** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.8.1)
『竹田の歴史』1 中川正照
- 地域と人権京都 795** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.8)
竹田の歴史 2 中川正照
- 地域と人権京都 796** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.9.1) : 150円
『竹田の歴史』3 中川正照
- 地域と人権京都 797** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.9.15) : 150円
『竹田の歴史』4 中川正照
- 地域と人権京都 798** (京都地域人権運動連合会刊, 2019.10.1) : 150円
「きょうと府民だより」「人権ロコミ講座20」に掲載されたいわゆる『土地差別問題』についての問題点
『竹田の歴史』5 中川正照
- であい 687** (全国人権教育研究協議会刊, 2019.6) : 160円
人権文化を拓く 259 ハンセン病家族訴訟の最前線から～あなたへ～ 堅山勲
- であい 688** (全国人権教育研究協議会刊, 2019.7) : 160円
手は嘘をつかない 中川洋典
- であい 689** (全国人権教育研究協議会刊, 2019.8) : 160円
人権文化を拓く 261 SDGsへの理解・取組を再考する—人権を軸にして 岡島克樹
- であい 690** (全国人権教育研究協議会刊, 2019.9) : 160円
人権文化を拓く 262 民主主義は子どもから始まる 武田緑
- 奈良人権部落解放研究紀要 37** (奈良人権部落解放研究所刊, 2019.3) : 1,000円
天理教とハンセン病—天理教ハンセン病布教史の素描— 池田士郎
書評 朝治武『水平社論争の群像』を読む—運動史研究の方法と可能性を考えるために— 井岡康時
中村諦梁—思索と活動— 1 奥本武裕
奈良人権部落解放研究所研究紀要総目次
- ヒューマンJournal 229** (自由同和会中央本部刊, 2019.6) : 500円
部落解放運動40年を振り返って 32 同和事業の終結と影響 灘本昌久
- ヒューマンJournal 230** (自由同和会中央本部刊, 2019.9) : 500円
部落解放運動40年を振り返って 33 部落差別解消法のことなど 灘本昌久
- ヒューマンライツ 376** (部落解放・人権研究所刊, 2019.7) : 500円
特集 バッシング～救済を求められない社会
「全国部落調査」復刻版裁判の原告・支援者に対するバッシング 川口泰司／反ヘイトスピーチ裁判とネット上のバッシング 李信恵／水俣病被害を矮小化しようとする力—病名変更を求める看板から考える 田尻雅美／自死遺族に向けられる「差別・偏見」 山口昇
- ヒューマンライツ 377** (部落解放・人権研究所刊, 2019.8) : 500円
特集 障害者の自立生活—相模原障害者殺傷事件から3年
- ヒューマンライツ 378** (部落解放・人権研究所刊, 2019.9) : 500円
特集 「西成差別」はなぜ繰り返されるのか—テレビ番組『アメトーク!』から考える
報告 韓国慶尚北道での衡平社をはじめとする社会運動の足跡を訪ねて～第三次韓国踏査報告 上 友永健三
- ひょうご部落解放 171** (ひょうご部落解放・人権研究所刊, 2018.12) : 700円
特集 日帰りで行ける人権・平和展示施設
兵庫県における自主夜間中学について 小原武次郎
人権教育ひょうご第21回総会記念行事パネルディスカッション 若者が向き合う部落問題
本の紹介 飛田雄一著『再論 朝鮮人強制連行』 水野直樹
- 部落解放 776** (解放出版社刊, 2019.7) : 1,000円
第45回部落解放文学賞
- 部落解放 777** (解放出版社刊, 2019.8) : 600円
特集 「アイヌ新法」を問う
本の紹介 佐藤かおり『セクハラ・サバイバル—わたしは一人じゃなかった』 周藤由美子
私が出会った部落差別と長谷川豊発言 黒部麻子
インドの被差別民との交流 物語を紡ぐ人びと1992～2018 安田耕一
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 34 第3部 ハプリの世界 第11章 農民が依頼する殺牛馬雨乞 (箕面1) 川元祥一
- 部落解放 778** (解放出版社刊, 2019.9) : 600円
特集 鳥取ループ裁判が提起するもの
部落差別のない町をめざして 和歌山県「湯浅町部落差別をなくす条例」制定 中美二, 小熊紀史
「同和地区の貧しさ」について考える 6 「縮小する同和地区」について考える 1 島和博
部落共同体論 形成期の社会的分業とその構造 35 第3部 ハプリの世界 第12章 仏教に消された自然神・民間信仰 (箕面2) 川元祥一
- 部落解放 779** (解放出版社刊, 2019.10) : 600円
特集 外国人教育のいま

問題を考える 2 小森龍邦／「是旃陀羅」問題について—一部落史の観点から— 阪本仁／仏教額の視点から見た經典中の差別表現 宮下晴輝／「是旃陀羅」について—教化の現場から— 片山寛隆／日本仏教における「旃陀羅」の表現とその意味 東館紹見／「教化」の現場における「是旃陀羅」問題 狐野秀存／「是旃陀羅」問題と親鸞教学 安富信哉／インタビュー 教団の今後の取り組みについて—片山寛隆氏に聞く— 『観経』における「是旃陀羅」の位置 鶴見晃／親鸞教学における「是旃陀羅」 青木玲／近世部落史の研究意義 松尾奏子／「是旃陀羅」に学ぶ 井上道和

京都市地域・多文化交流ネットワークサロン通信 30 (京都市地域・多文化交流ネットワークサロン刊, 2019.7)

第8回東九条春まつりトークショー<わたしと東九条>

京都部落問題研究資料センター通信 56 (京都部落問題研究資料センター刊, 2019.7)

横井清さんが遺されたもの 川嶋将生

本の紹介 松島泰勝・木村朗編著『大学による盗骨 研究利用され続ける琉球人・アイヌ人遺骨』 板垣竜太 収集逐次刊行物目次 (2019年4月～6月受入)

グローブ 98 (世界人権問題研究センター刊, 2019.7)

絵図のオープンアクセス化と部落史研究 廣岡浄進

国際人権ひろば 146 (アジア・太平洋人権情報センター刊, 2019.7) : 350円

特集 マイノリティと言語

国際人権ひろば 147 (アジア・太平洋人権情報センター刊, 2019.9) : 350円

特集 市民社会からG20への提言, SDGs (持続可能な開発目標) を実践する

人権と部落問題 925 (部落問題研究所刊, 2019.7) : 600円

特集 「部落差別解消推進法」に係わる条例の検討

文芸の散歩道 二人目の乞食—『駿台雑話』より— 小原亨

ごった煮人生をふり返って 15 長野県における部落解放運動の発展 成澤榮壽

人権と部落問題 926 (部落問題研究所刊, 2019.8) : 600円

特集 いのち輝く平和へ

文芸の散歩道 山里アウグスト—『七人の出稼ぎ』— 熱意はあるが困りものの部落問題認識— 秦重雄

ごった煮人生をふり返って 16 部落解放全国委員長野県連をめぐる諸問題 成澤榮壽

人権と部落問題 927 (部落問題研究所刊, 2019.9) : 600円

特集 高齢期と人権

文芸の散歩道 二人目の乞食—『駿台雑話』より— 小原

亨

人権と部落問題をめぐる主な動き (2018年4月～2019年3月) 尾川昌法

人権と部落問題 928 (部落問題研究所刊, 2019.10) : 600円

特集 特別支援学校の子どもたち

文芸の散歩道 天皇退位論—火野葦平『天皇組合』— 福地秀雄

ごった煮人生をふり返って 17 松本治一郎公職追放前後 成澤榮壽

振興会通信 147 (同和教育振興会刊, 2019.7)

「『同和地区』における宗教事情調査」報告書を作成 伯水永雄

同朋運動史の窓 53 左右田昌幸

崇仁～ひと・まち・れきし～ 8 (崇仁発信実行委員会刊, 2019.11)

特集 あこがれだった改良住宅

月刊スティグマ 276 (千葉県人権センター刊, 2019.7) : 500円

特集 差別意識とは

「差別問題」と「人権問題」の微妙なずれ 差別は人権施策の積み重ねによって、本当になくなるのだろうか 鎌田行平／現代の差別意識の変容と人権の今後 鎌田行平／部落差別発言に対する部落の青年の声 友兼善治

世界人権問題研究センター研究紀要 24 (世界人権問題研究センター刊, 2019.7) : 2,500円

強制失踪条約における「強制失踪」の定義とその国内犯罪化義務 薬師寺公夫

朝鮮人学校閉鎖措置以降の私立学校設置認可—京都府の事例から (1949年～53年) 松下佳弘

高度経済成長期における家事・育児の実態と規範意識・感情—高度経済成長期に生きた女性たちへのインタビュー調査から— 斧出節子

「ビジネスと人権に関する指導原則」へのジェンダー視点の統合—女性差別撤廃条約からの考察— 菅原絵美

中世における八瀬童子の職能と存在形態 西山剛

京都の相愛会と朝鮮人労働者—辻紡績を中心に— 高野昭雄

月刊地域と人権 424 (全国地域人権運動総連合刊, 2019.8)

「部落差別解消推進法」をめぐる争点～インターネット上の差別表現と法的規制～ 杉島幸生

戦後京都の部落の変化と同和对策 奥山峰夫

月刊地域と人権 425 (全国地域人権運動総連合刊, 2019.9)

「部落」の「今」はどうか 5—地域に住む人々からの聞き取り (愛知版2018年10月号～2019年7月号掲載分)

丹波真理

収集逐次刊行物目次 (2019年7月～9月受入)

～各逐次刊行物の目次の中から部落問題関係のものを中心にピックアップしました～

IMADR通信 199 (反差別国際運動刊, 2019. 7)

特集 障害者の権利を考える

ウィングスきょうと 153 (京都市男女共同参画推進協会刊, 2019. 8)

図書情報室新刊案内

朝日新聞「Dear Girls」取材班著『Dear Girls 自分らしく生きていくための28の言葉』/鹿嶋敬著『なぜ働き続けられない? 社会と自分の力学』

解放新聞 2921 (解放新聞社刊, 2019. 9. 2) : 90円

四国部落史研究協議会の報告 1

解放新聞 2922 (解放新聞社刊, 2019. 9. 9) : 90円

四国部落史研究協議会の報告 2

解放新聞京都版 1158 (解放新聞社京都支局刊, 2019. 8. 1) : 70円

本の紹介 清田明宏著『天井のない監獄 ガザの声を聴け!』

解放新聞東京版 962 (解放新聞社東京支局刊, 2019. 8. 15) : 93円

部落差別をなくす教育実践 1 海野敦彦

解放新聞東京版 963 (解放新聞社東京支局刊, 2019. 9. 1) : 93円

部落差別をなくす教育実践 2 海野敦彦

解放新聞東京版 964 (解放新聞社東京支局刊, 2019. 9. 15) : 93円

部落差別をなくす教育実践 3 海野敦彦

解放新聞奈良県版 1109 (解放新聞社奈良支局刊, 2019. 8. 10) : 50円

第61期県連・企連合同幹部研修会 第2講 地域社会のなかの差別をどのように克服するか 1 井岡康時

解放新聞奈良県版 1110 (解放新聞社奈良支局刊, 2019. 8. 25) : 50円

第61期県連・企連合同幹部研修会 第2講 地域社会のなかの差別をどのように克服するか 2 井岡康時

解放新聞奈良県版 1111 (解放新聞社奈良支局刊, 2019. 9. 10) : 50円

第61期県連・企連合同幹部研修会 第2講 地域社会のなかの差別をどのように克服するか 3 井岡康時

架橋 41 (鳥取市人権情報センター刊, 2019. 8)

特集 子どもの虐待の問題を考える

みんなの架橋～架橋でめぐる全国の人権機関～ ホロコースト記念館 (人権平和を学ぶセンター) 大塚信

語る・かたる・トーク 292 (横浜国際人権センター刊, 2019. 6) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う おわりのときを迎えて 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 293 (横浜国際人権センター刊, 2019. 7) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う 支え合い助け合う文化 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 294 (横浜国際人権センター刊, 2019. 8) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う 「誰かが見てくれている」 吉成タダシ

語る・かたる・トーク 295 (横浜国際人権センター刊, 2019. 9) : 550円

語る・かたる・エッセー 中高生とともに差別と闘う 「日常的な発表を人権学習に」 吉成タダシ

かわとはきもの 188 (東京都立皮革技術センター台東支所刊, 2019. 6)

靴の歴史散歩 133 稲川實

皮革関連統計資料

教化研究 164 (真宗大谷派宗務所刊, 2019. 6) : 1,500円

特集 『観無量寿経』「是旃陀羅」問題

「是旃陀羅」問題を考える 1 岡田英治/「是旃陀羅」

事務局よりお知らせ

◇「2019年度差別の歴史を考える連続講座」は5回まで無事に終了いたしました。第6回は、11月1日(金)「日本国憲法制定期の新聞論説(1945～1947年)」(講師:梶居佳広さん)です。ふるってご参加ください。

□所在地 〒603-8151 京都市北区小山下総町5-1 京都府部落解放センター3階

□TEL/FAX 075-415-1032

□URL <http://shiryo.suishinkyokai.jp>

□開室日時 月曜日～金曜日 第2・4土曜日 10時～17時(祝日・木曜(月2回)・年末年始は休みます)

□交通機関 市営地下鉄烏丸線「鞍馬口」駅(京都駅より約10分)下車 北へ徒歩5分